

新型コロナウイルスの対応についての  
全国知事アンケート

都道  
府県

埼玉県

お名前

大野 元裕

<ここから始まります>

第1問 新型コロナウイルスの対応における国と都道府県の役割分担は、  
全体として適切に行われていると思いますか。

(○は1つ)

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| 1. 適切だ          | 2. どちらかといえば適切だ |
| ③ どちらかといえば適切でない | 4. 適切でない       |

第2問 第1問のお答えはどんな理由からですか。ご自由にお書きください。

国は対応方針を明確にするなどリーダーシップを発揮するとともに、財政的側面を含め、「地方自治体の実施する・・・対策を的確かつ迅速に支援し・・・国全体として万全の体制を整備する責務を有する(特措法第3条)」一方、地方は、それぞれの地方における対策を総合的に推進する責がある。

このような視点に立ち、国が緊急事態宣言を決定し、地方が具体的対策を講ずる仕組みとなっているが、自粛要請に伴う休業補償など予算や人員の確保等、国の役割が十分でない点もある。また、今回の緊急事態宣言発出にあたっては、国の策定する基本的対処要領が事前の地方との調整の時間がほとんどないままに示されたため、緊急事態措置策定に十分な準備を行い得なかった。

また、現行の特措法等は実効性が担保されない部分もあるが、国の本部長に対する意見の具申が法で認められている地方からの法改正への要望であるにもかかわらず、改正に応えるまでに期間を要し、地方が混乱した。

第3問 緊急事態宣言の仕組みは、感染拡大の防止にどの程度効果があると思いますか。(○は1つ)

- |          |           |          |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 1. 大いにある | ②. ある程度ある | 3. あまりない | 4. まったくない |
|----------|-----------|----------|-----------|

第4問 緊急事態宣言による感染拡大防止の効果を上げるために、どんなことが必要だと思いますか。罰則のありかたや私権の制限などについてもお考えがあればご自由にお書きください。

緊急事態宣言による緊急事態措置は、特に事業者への影響が大きいため、事業者が協力できるインセンティブが必要であり、協力金をはじめ、家賃支援、納入業者への支援など幅広い継続した資金補助が必要である。

特措法第45条第2項に基づく要請では、事業者名の公表などを規定しており、特措法の改正では罰則も検討されている。

実行性を確保するため仕組みの整備は必要であるが、罰則など私権の制限は最小限であるべきと考えており、そうしたことはしないで済むよう事業者の皆様には御協力をお願いしたい。

国民(県民)に対しても、どのような行動をとるべきか分かりやすくワンボイスで効果的な広報が必要である。

行動を制限し、国民にお願いし、必要な場合には医療施設等を整備するだけでは不十分で、積極的・戦術的介入も必要である。本県においては疫学調査に基づく感染経路の分析結果を踏まえ、重症化リスクが高く医療機関に大きな負担を与える高齢者クラスターの防止に積極的介入してきた。高齢者施設向けセミナー、通知に加え、県内の全高齢者福祉施設に県職員を派遣して、クラスター予防、対応を徹底したことにより、近隣都県に比べて、高齢者の感染割合が減っており、厳しいながらも、今に至るまで重症基準や入院基準の変更を迫られてはいない。

**第5問** 今回の急激な感染拡大が起こる前に、国や自治体がどのような対策をしておくべきだったと思いますか。ご自由にお書きください。

我が国の医療提供体制は、世界的に見ても重症病床が少なく、且つ平時の占有率が高いために危機対応がしにくい。特に本県は人口当たりの病床数、医師数ともに全国最小レベルで、且つ平時には多くの患者が都内で治療していることから、原則と県境を超えられないこのような緊急時には対応が難しい。これまで幾度にもわたり医療圏病床数の増加や医学部開設を求めてきたが、国は一顧だにしなかった。今後のパンデミックに備えるためにも、今回のコロナ下での対応を参考に病床基準数を見直すべきである。

本県においては、第一波直後に、次に経済活動が難しくなる感染状況になることに備え、産官学金労が集まって「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」を立ち上げ、準備を行ってきた。二度目の緊急事態宣言発出に合わせ、この会議で準備したオンライン商談会や、人材マッチング、お持ち帰りグルメ応援サイトやテレワーク導入支援などをパッケージとして立ち上げた。

なお、病床確保や保健所の機能維持のために最も必要とされているのは人材であるが、育成には時間がかかる。人材の育成こそが、事前に行っておくべき最大の事項である。

本県においては、感染経路の分析結果から、その都度、対象を絞って様々な感染防止対策を行ってきた。例えば、高齢者福祉施設でのクラスターの発生が頻発したことを受けて、県内の全高齢者福祉施設に県職員を派遣して、クラスター予防、対応を徹底したことにより、近隣都県に比べて、高齢者の感染割合が減っている。他方、現在の感染者では、20～30代の若い陽性者が増加しており、年末年始の会食等により、感染が広がっていることがうかがえる。

年末に向けては、県民に対し、行動変容を呼びかけてきたところであるが、さらに効果的な周知方法について検討し実行すべきであった。

現在、受入れ病床がひっ迫しているが、医療機関では、看護職などのスタッフの確保が困難なため、患者の受入れができない医療機関もある。国では看護人材の確保について、感染が拡大していない地域からの人材派遣など実効性のある支援策を行うべきではないか。

**第6問** 新型コロナウイルスの対応について、厚生労働省は都道府県にさまざまな通知を出しています。貴都道府県は、通知をどの程度重視していますか。 (〇は1つ)

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1. 大いに重視している | ②. ある程度重視している |
| 3. あまり重視しない  | 4. まったく重視しない  |

**第7問** 第6問のお答えの理由や、これまで通知と異なる対応をした例がありましたらお書きください。

国は全国の事例の検証や専門家の知見を集めて様々な方針を定め、通知をしていると理解しており、県としては基本的にその方針に沿って対策を行っている。

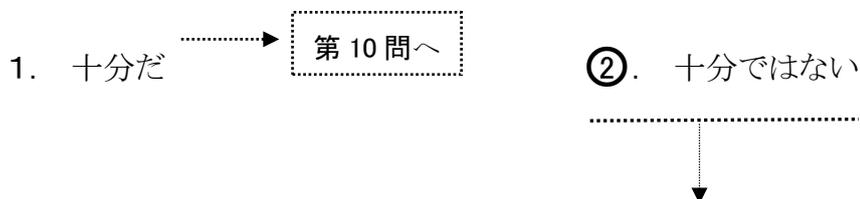
他方、地域の実情によって、例えば一部ではあるが、以下のように国の示した方針に県の独自の基準などを加えてきた。

国は昨年8月7日に自宅療養を認める方針に転換したが、埼玉県では状況を慎重に見極めるため、12月まで自宅療養を原則的に認めなかった。また自宅療養の基準については、国は患者の住環境等に着目した基準を示しているが、本県では、さらに安全に自宅療養できるよう、年齢や基礎疾患の有無など患者の健康状態に関する基準を上乗せしている。自宅療養や宿泊施設については、昨年4月より独自にパルスオキシメーターを配布している。

PCR検査については昨年春より、国の定める発熱の継続日等の基準にかかわらず、医師の判断で柔軟に広く行えるよう独自の方針を示してきた。

行動の制限についても、イベントでは国の基準を上限として段階的に観客を増やして検証を可能にする等の措置を行っている。また、医療機関の経営支援は行わないとの立場の国に対し、独自の経営支援金を設けてきた。

**第8問** 新型コロナウイルスの対応を行うにあたり、貴都道府県の保健所の体制は十分だと思えますか。 (〇は1つ)



**第9問** (「十分ではない」と答えた方に) 「十分ではない」のは具体的にどんなことですか。

積極的疫学調査等の専門的業務に当たる保健師について、感染ピーク時を想定した場合に38人の増員が必要と見込んでおり、現在、そのための採用選考を実施しているところである。なお、この採用選考では年齢制限を撤廃し、業務経験の豊富なより多くの方に応募いただけるようにした。

また、国よりも早く立ち上げた24時間相談窓口の設置、クラスター対策の専門チーム「COVMAT(コブマット)」の創設や看護協会等との連携による相談窓口の拡充、患者移送の運転業務等における外部委託の積極的活用などにより保健所からの業務の切り離しを進めるとともに、健康観察を実施する看護師47人の配置、他部局の職員や市町村の保健師、保健師資格等を持つ大学教員の応援派遣、本庁職員による積極的疫学調査の支援などにより、保健所職員の負担軽減と体制強化に腐心しているところである。

政府は、8月28日付対策本部資料で発表した財政的措置を伴う保健所機能の強化を実行に移すべきである。

第 10 問 政府は、2月下旬までに新型コロナウイルスのワクチンの接種が始められるように準備を進めています。貴都道府県ではワクチン接種を円滑に進められると思いますか。もっとも近いものに○をつけてください。(○は1つ)

1. できると思う	②. できると思うが不安はある	3. 不安が大きい
-----------	-----------------	-----------

第 11 問 第 10 問のお答えの理由について、ご自由にお書きください。

ワクチン接種については、2月下旬に接種開始が迫っている中で、いまだ不確定な情報が多く、医療機関等からも戸惑いの声をいただいている。また、スケジュールが非常にタイトな中で、医療機関の調整や対象者の確定など様々な準備を同時並行で実施しなければならず、事務負担が非常に大きい。

市町村や県内医療機関も同様と考え、県医師会と協議を重ね、15-16日に3千名規模の説明会を開催し、現在得られている知見を元に、優先接種の段階や超低温冷蔵庫の配布、接種の具体等について説明会を開催したところである。

第 12 問 次にあげた、新型コロナウイルスをめぐる国の対応を、どの程度評価しますか。A～Eそれぞれについて、1～4の選択肢から1つずつ○をつけてください。

	1. 評価する	2. どちらかといえば 評価する	3. どちらかといえば 評価しない	4. 評価しない
A. Go Toキャンペーン ⇒	1	2	③	4
B. 緊急包括支援交付金の創設 ⇒	1	②	3	4
C. 地方創生臨時交付金の積み増し ⇒	1	②	3	4
D. 現金10万円の一律給付 ⇒	1	②	3	4
E. 2020年春の一斉休校の措置 ⇒	1	②	3	4

第13問 2000年の地方分権改革一括法の施行から20年がたちました。

ウィズコロナ時代、アフターコロナ時代の国と地方の関係、地方分権のあり方について、どんなことでもかまいませんので、ご自由にお書きください。

今後、地方税収の減収が見込まれる中で、新型コロナウイルス感染症対策を最優先で実施すると同時に、地域の実情に合った様々な施策を前に進めることは容易でなく、地方税財源の充実を図るべきである。

また、地域ごとの事情は千差万別であるため、地方の裁量の余地を広げ、地方が地域の実情に応じた施策を実施できるようにすることが必要である。

回答日 2021年1月 

2	1
---	---

 日